

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年7月27日(2006.7.27)

【公開番号】特開2004-275717(P2004-275717A)

【公開日】平成16年10月7日(2004.10.7)

【年通号数】公開・登録公報2004-039

【出願番号】特願2003-271869(P2003-271869)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 0 Z

A 6 3 F 7/02 3 5 0 A

A 6 3 F 7/02 3 5 2 K

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月12日(2006.6.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気的接点を備えた一方の接続部材を、遊技台あるいは遊技媒体払い出し装置に直接設けるとともに、上記一方の接続部材に着脱自在な電気的接点を備えた他方の接続部材をディスプレイに直接設け、上記両接続部材を介して上記遊技台あるいは遊技媒体払い出し装置とディスプレイとを接続した遊技台周辺装置。

【請求項2】

遊技台と遊技台との間に遊技媒体払い出し装置を設けるとともに、この遊技媒体払い出し装置は、第1の筐体と第2の筐体とを上下に積み重ねてなり、第1の筐体には、払い出し制御部と、この払い出し制御部を制御する処理部とを備え、第2の筐体には上記第1の筐体の処理部にデータを入力する入力手段と、ディスプレイとを備え、これら両筐体は、それらを分離可能にするとともに、第1の筐体に設けた処理部は、上記ディスプレイとは別の種類のディスプレイに接続可能にした遊技台周辺装置。

【請求項3】

ディスプレイを、取り付け対象に対して回転自在に取り付けた請求項1または2に記載の遊技台周辺装置。

【請求項4】

遊技台に対応したディスプレイに接続部材を設け、この接続部材を呼び出しランプまたは呼び出しランプを固定したランプ板に取り付けてなり、上記接続部材は、上記ディスプレイを遊技台より上方に移動可能な構成にした遊技台周辺装置。

【請求項5】

ディスプレイに設けた一方の接続部材に電気的接点を備えるとともに、呼び出しランプまたは呼び出しランプを固定したランプ板には、上記電気的接点に対応する電気的接点を備えた他方の接続部材を設け、上記両接続部材を電気的に接続する請求項4に記載の遊技台周辺装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

上記のようにディスプレイをユーザー毎に備えるために、例えば特開平9-327571号公報に記載された装置が従来から知られている。この従来の装置は、遊技台と遊技台との間に形成される狭隘部にディスプレイの支持体を設け、この支持体にディスプレイを設けて、遊技台毎にディスプレイを対応させるようにしている。このように、遊技台と遊技台との間に設けた支持体にディスプレイを設けることによって、当該ディスプレイをユーザーの目線に近いところに設置できることになる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

なお、近年は、遊技台と遊技台との間に遊技媒体の払い出し装置を設置することがあるが、この払い出し装置とともに、上記ディスプレイも設けようとすると、それらを並列に設置することになる。言い換えると、遊技台と遊技台との間に、遊技媒体の払い出し装置と、ディスプレイの支持体との両方を挟むようにして設置することになる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

第1の発明は、電気的接点を備えた一方の接続部材を、遊技台あるいは遊技媒体払い出し装置に直接設けるとともに、上記一方の接続部材に着脱自在な電気的接点を備えた他方の接続部材をディスプレイに直接設け、上記両接続部材を介して上記遊技台あるいは遊技媒体払い出し装置とディスプレイとを接続する点に特徴を有する。

なお、上記接続部材を直接設けるとは、遊技台や払い出し装置と接続部材との間、また、ディスプレイと接続部材との間が、機械的に直接接続している状態である。むき出しになつた配線を介して両者を接続している状態ではない。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

第2の発明は、遊技台と遊技台との間に遊技媒体払い出し装置を設けるとともに、上記遊技媒体払い出し装置は、第1の筐体と第2の筐体とを上下に積み重ねてなり、第1の筐体には、払い出し制御部と、この払い出し制御部を制御する処理部とを備え、第2の筐体には上記第1の筐体の処理部にデータを入力する入力手段と、ディスプレイとを備え、これら両筐体は、それらを分離可能にするとともに、第1の筐体に設けた処理部は、上記ディスプレイとは別の種類のディスプレイに接続可能にした点に特徴を有する。

第3の発明は、上記第1または第2の発明を前提とし、ディスプレイを、取り付け対象に対して回転自在に取り付けた点に特徴を有する。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

第4の発明は、遊技台に対応したディスプレイに接続部材を設け、この接続部材を呼び出しランプまたは呼び出しランプを固定したランプ板に取り付けてなり、上記接続部材は、上記ディスプレイを遊技台より上方に移動可能な構成にした点に特徴を有する。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

第5の発明は、上記第4の発明を前提とし、ディスプレイに設けた一方の接続部材に電気的接点を備えるとともに、呼び出しランプまたは呼び出しランプを固定したランプ板には、上記電気的接点に対応する電気的接点を備えた他方の接続部材を設け、上記両接続部材を電気的に接続する点に特徴を有する。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

第1～第5の発明によれば、ディスプレイを、遊技中に遊技者が見やすい位置に設けることができる。

また、ディスプレイを備えた専用の装置を払い出し装置の隣に設ける場合と比べて、遊技台と遊技台との間隔を狭くできる。従って、同ースペースにおける遊技台の設置台数を減らさずに、ディスプレイを設けることができる。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

第2の発明によれば、共通の第1の筐体を用いて、異なる種類のディスプレイを備えた第2の筐体を接続することができる。設置者の要望に合わせたディスプレイの種類を選択して設置する際に、第2の筐体だけを入れ替えれば良いので、経済的である。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 1 9 】

また、第4、第5の発明では、ディスプレイを遊技台の上方に移動させることができるようにしてるので、遊技台のガラス扉を開ける際や、遊技台の入れ替えの際には、ディスプレイを遊技台の上方へ移動させて、ディスプレイが扉のじゃまにならないようにできる。